

見附市告示第40号

見附市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月26日

見附市長 稲田 亮

見附市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

見附市病院事業職員の給与に関する規程（平成22年見附市告示第36号）の一部を次のように改正する。

別表第12を次のように改める。

別表第12（第9条関係）

期間の区分	支給額（円）	期間の区分	支給額（円）
1年未満	369,500	18年以上19年未満	357,500
1年以上2年未満	369,500	19年以上20年未満	353,500
2年以上3年未満	369,500	20年以上21年未満	349,500
3年以上4年未満	369,500	21年以上22年未満	333,800
4年以上5年未満	369,500	22年以上23年未満	316,600
5年以上6年未満	369,500	23年以上24年未満	299,900
6年以上7年未満	369,500	24年以上25年未満	283,000
7年以上8年未満	369,500	25年以上26年未満	266,100
8年以上9年未満	369,500	26年以上27年未満	245,300
9年以上10年未満	369,500	27年以上28年未満	224,900
10年以上11年未満	369,500	28年以上29年未満	204,500
11年以上12年未満	369,500	29年以上30年未満	183,700
12年以上13年未満	369,500	30年以上31年未満	161,800
13年以上14年未満	369,500	31年以上32年未満	139,900
14年以上15年未満	369,500	32年以上33年未満	118,200
15年以上16年未満	369,500	33年以上34年未満	88,200
16年以上17年未満	365,500	34年以上35年未満	58,400
17年以上18年未満	361,500		

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の見附市病院事業職員の給与に関する規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。